

広島県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成二十三年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄	
大字	字	大字	字
川戸	熊谷 (耕地部)	川谷	熊谷 (山林部)
地 番	甲一六八四、乙一六八四、一六九二の二、一七四二、甲一七四三、乙一七四三、一七四四、甲一七五一の二、一七五二の二、乙一七五二の二、甲一七五三、乙一七五三、乙一七五六、一七六二、一七七六 三五三二、三五三三、甲三五三四、乙三五三五、三五三六の一、甲三五五六、乙三五五六、三五五七、甲三五五八、乙三五五八、丙三五五八、三五五九から三五六三まで、乙三五七〇、三五七一 三九〇四		水越 (山林部)
吉藤 (耕地部)	三九〇四	宮ヶ谷 (山林部)	
国下 (耕地部)	四〇六八から四〇七〇まで、四一〇七の二、四一〇七の二	高川 (山林部)	
清水 (耕地部)	四一一四、四一三七、四一三八、乙四一四〇 ○	藤原 (耕地部)	
藤原 (耕地部)	甲四五三三、乙四五三三、四五三四、四五三六及びこれらの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部		
妙見 (山林部)	乙四五六四		